

Ⅲ章

機構の財務状況

財務諸表	72
貸借対照表	72
損益計算書	73
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	74
純資産変動計算書	75
キャッシュ・フロー計算書	76
重要な会計方針	77
表示方法の変更	79
追加情報	80
注記事項等	80
勘定別情報（貸借対照表関係）	95
勘定別情報（損益計算書関係）	96
附属明細書	97
参考情報	100
内部統制報告書	100
健全化判断比率等に基づく 平成 25 年度末貸付残高の分類	101
地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果 (平成 25 年度末残高)	102

財務諸表

当機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)	科目	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	22,668,634	23,082,976	債券	18,676,401	19,423,743
有価証券	598,994	533,998	借入金	30,000	95,500
現金預け金	419,267	467,175	金融商品等受入担保金	—	43,530
金融商品等差入担保金	—	370	その他負債	15,121	14,397
その他資産	14,173	13,036	賞与引当金	47	50
有形固定資産	2,964	2,836	役員賞与引当金	5	7
無形固定資産	883	938	退職給付引当金	141	116
			役員退職慰労引当金	27	22
			地方公共団体健全化基金	922,568	922,561
			基本地方公共団体健全化基金	915,698	918,775
			組入地方公共団体健全化基金	6,869	3,785
			特別法上の準備金等	3,947,086	3,458,627
			金利変動準備金	1,100,000	1,320,000
			公庫債権金利変動準備金	2,771,200	2,072,945
			利差補てん積立金	75,885	65,681
			負債の部合計	23,591,399	23,958,556
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	50,221	76,732
			一般勘定積立金	50,221	76,732
			評価・換算差額等	△6,970	△4,225
			管理勘定利益積立金	53,666	53,666
			純資産の部合計	113,520	142,775
資産の部合計	23,704,919	24,101,331	負債及び純資産の部合計	23,704,919	24,101,331

損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	487,146	458,388
資金運用収益	485,675	455,158
役務取引等収益	123	117
その他業務収益	—	0
その他経常収益	1,348	3,112
地方公共団体健全化基金受入額	1,066	3,084
その他の経常収益	281	28
経常費用	274,076	270,337
資金調達費用	265,647	260,947
役務取引等費用	280	281
その他業務費用	5,519	6,509
営業経費	2,629	2,598
その他経常費用	—	0
経常利益	213,070	188,051
特別利益	581,402	880,203
公庫債権金利変動準備金取崩額	570,000	870,000
利差補てん積立金取崩額	11,402	10,203
特別損失	773,643	1,041,744
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	203,643	171,744
国庫納付金	350,000	650,000
当期純利益	20,828	26,510

利益の処分にに関する書類【一般勘定】

平成 24 年度（平成 25 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		20,828
当期純利益	20,828	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	20,828	20,828

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分数額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

平成 25 年度（平成 26 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		26,510
当期純利益	26,510	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	26,510	26,510

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分数額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分にに関する書類【管理勘定】

平成 24 年度（平成 25 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		—
当期純利益	—	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	—	—

平成 25 年度（平成 26 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

I 処分対象利益		—
当期純利益	—	
前期繰越欠損金	—	
II 利益処分数額		
積立金	—	—

純資産変動計算書

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	29,393	29,393	45,995	△5,964	53,666	93,696
当期変動額							
当期純利益	—	20,828	20,828	20,828	—	—	20,828
出資者資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	△1,005	—	△1,005
当期変動額合計	—	20,828	20,828	20,828	△1,005	—	19,823
当期末残高	16,602	50,221	50,221	66,824	△6,970	53,666	113,520

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金		出資者資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	50,221	50,221	66,824	△6,970	53,666	113,520
当期変動額							
当期純利益	—	26,510	26,510	26,510	—	—	26,510
出資者資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	2,744	—	2,744
当期変動額合計	—	26,510	26,510	26,510	2,744	—	29,255
当期末残高	16,602	76,732	76,732	93,334	△4,225	53,666	142,775

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	20,828	26,510
減価償却費	354	294
資金運用収益	△485,675	△455,158
資金調達費用	265,647	260,947
賞与引当金の増加額(△は減少額)	△0	3
役員賞与引当金の増加額(△は減少額)	△1	1
退職給付引当金の減少額	△4	△25
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少額)	3	△4
地方公共団体健全化基金の減少額	△1,066	△3,084
金利変動準備金の増加額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額	△16,356	△48,255
利差補てん積立金の減少額	△11,402	△10,203
貸付金の純増(△)減	△281,223	△414,341
債券の純増減(△)	495,783	743,787
借入金の純増減(△)	—	65,500
資金運用による収入	486,149	455,628
資金調達による支出	△262,457	△214,605
その他	△981	3,025
営業活動によるキャッシュ・フロー	429,597	630,020
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	5,027,000	4,189,000
有価証券の取得による支出	△4,862,748	△4,123,929
有形固定資産の取得による支出	△450	△37
無形固定資産の取得による支出	△145	△558
有形固定資産の売却による収入	—	335
投資活動によるキャッシュ・フロー	163,656	64,809
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	△350,000	△650,000
公営競技納付金による収入	3,763	3,105
公営競技納付金還付による支出	—	△28
財務活動によるキャッシュ・フロー	△346,236	△646,923
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	247,017	47,907
VI 現金及び現金同等物の期首残高	172,250	419,267
VII 現金及び現金同等物の期末残高	419,267	467,175

重要な会計方針

項目	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～47年 その他 2年～19年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 同左

財務諸表

項目	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
7.ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>
8.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	<p>同左</p>
9.地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	<p>同左</p>

項目	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
10.金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。)第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。)第34条並びに、「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
11.利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
12.管理勘定利益積立金の会計処理	<p>管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。</p>	同左
13.消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	同左

表示方法の変更

平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
—	<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。(以下「退職給付適用指針」という。))を当事業年度より適用し(ただし、退職給付会計基準第30項本文及び退職給付適用指針第52項から第60項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。</p>

未適用の会計基準等

平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)</p> <p>1.概要 財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。</p> <p>2.適用予定日 平成25年4月1日以降開始する事業年度の期末から適用を予定しております。</p> <p>3.当該会計基準等の適用による影響額 当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響につきまは、現在評価中であります。</p>	-

追加情報

平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
<p>国庫納付について 平成24年度から平成26年度までの各年度において、総額1兆円を目途として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成25年度においては「平成25年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成25年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金6,500億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております(平成24年度は3,500億円)。</p>	<p>厚生年金基金の代行部分返上について 当機構は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 厚生年金基金の代行部分返上に関し、当事業年度末日に測定された返還相当額(最低責任準備金)は厚生年金基金全体で55,980百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付適用指針」第46項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。</p>

注記事項等

【貸借対照表に関する注記】

平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 249百万円</p> <p>2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 296百万円</p> <p>2.貸付金 同左</p>

平成24年度 (平成25年 3月31日)	平成25年度 (平成26年 3月31日)
<p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3.担保提供資産</p> <p>(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,676,401百万円の一般担保に供しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の担保として、有価証券9,238百万円を差し入れております。</p> <p>4.特別法上の準備金等</p> <p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。</p>	<p>3.担保提供資産</p> <p>(1) 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,423,743百万円の一般担保に供しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の担保として、有価証券409百万円を差し入れております。</p> <p>4.特別法上の準備金等</p> <p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 同左</p>

【損益計算書に関する注記】

平成24年度 (平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで)	平成25年度 (平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで)
<p>1.当期純利益の勘定別内訳</p> <p>一般勘定 20,828百万円 管理勘定 -百万円</p> <p>2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について</p> <p>平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目標として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成24年度においては「平成24年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成24年総務省・財務省令第2号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、同準備金350,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。</p>	<p>1.当期純利益の勘定別内訳</p> <p>一般勘定 26,510百万円 管理勘定 -百万円</p> <p>2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について</p> <p>平成24年度から平成26年度までの3年間で、総額1兆円を目標として、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成25年度においては「平成25年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成25年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金650,000百万円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。</p> <p>この結果、平成24年度からの国庫納付総額は、昨年度における3,500億円とあわせて1兆円となりました。</p>

【金融商品に関する注記】

○平成24年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取

引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を別途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び借入金については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあつての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が10年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、アウトライヤー比率がおおむね20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

財務諸表

債券のうち固定利付債券及び借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び借入金の評価にあたっては、平成25年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成25年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。平成25年3月31日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

アウトライヤー比率 （ ）内は前年度比

(単位：百万円)

	アウトライヤー 比率 (a)=- (b)/(e)	200ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 借入金 (d)	
一般勘定	20.3% (+2.8%)	△422,786 (△100,794)	△1,325,953 (△327,039)	903,166 (+226,244)	2,082,422 (+242,521)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は55,502百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は56,639百万円増加するものと考えられます。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	22,668,634	24,537,510	1,868,876
(2)有価証券 満期保有目的のもの	598,994	598,995	0
(3)現金預け金	419,267	419,267	－
資産計	23,686,896	25,555,773	1,868,877
(1)債券	18,676,401	19,632,909	956,508
(2)借入金	30,000	30,860	860
負債計	18,706,401	19,663,770	957,369
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	240	240	－
デリバティブ取引計	240	240	－

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成25年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国庫短期証券	44,994	44,995	0
	小計	44,994	44,995	0
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	譲渡性預金	554,000	554,000	－
	小計	554,000	554,000	－
合計		598,994	598,995	0

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

財務諸表

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 借入金	40,000	40,000	240	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	774,751	774,751	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	120,000	—	※2	
合計			1,029,751	909,751	240	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,584,836	1,567,116	1,589,729	1,547,561	1,477,282	6,486,636	6,953,013	1,462,458
有価証券								
満期保有目的のもの	599,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	419,267	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,164,070	1,931,670	1,680,970	1,780,228	1,626,489	7,572,183	1,718,450	217,000
借入金	—	—	—	—	—	30,000	—	—

○平成25年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会は原則年4回開催し、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

財務諸表

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めております。
- ・旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。なお、平成24年度から平成26年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額1兆円を目途として管理勘定の金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものであります。

また、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少する又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。これに対しては、原則、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

なお、平成24年度までは管理目標として使用していたアウトライヤー比率については、①金利変動準備金等を貸付に充当しているため、貸付額に見合う債券発行を必要としないこと、②長期固定の貸付を行うという機構の業務の性格上、貸付・債券双方ともデュレーションが長い上、そのギャップが大きいこと、といった制度設計上の理由により、高水準で推移するという特殊性が明らかになったことから、平成25年度より管理目標には使用しないこととしております。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、平成24年度までは管理目標として使用し、平成25年度からは定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成26年3月31日現在、以下のとおりであります。

アウトライヤー比率 () 内は前年同期比

(単位：百万円)

	アウトライヤー 比率 (a)=- (b)/(e)	200ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	20.7% (+0.4%)	△482,037 (△59,251)	△1,569,733 (△243,780)	1,087,695 (+184,529)	2,331,670 (+249,247)

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

・指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成26年3月31日現在の国債レートを用いております。

・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成26年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律200ベース・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200ベース・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成26年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は42,286百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は42,993百万円増加するものと考えられます。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

財務諸表

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸付金	23,082,976	24,608,923	1,525,946
(2)有価証券			
満期保有目的のもの	533,998	533,998	△0
(3)現金預け金	467,175	467,175	－
資産計	24,084,150	25,610,096	1,525,945
(1)債券	19,423,743	20,180,752	757,009
(2)借入金	95,500	96,096	596
(3)金融商品等受入担保金	43,530	43,530	－
負債計	19,562,773	20,320,379	757,606
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成26年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	－	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国庫短期証券	19,998	19,998	△0
	譲渡性預金	514,000	514,000	－
	小計	533,998	533,998	△0
合計		533,998	533,998	△0

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、短期借入金については、借入期間が全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	105,000	105,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,097,523	1,097,523	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	103,000	—	※2	
合計			1,305,523	1,202,523	—	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

財務諸表

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,572,391	1,626,590	1,619,955	1,571,660	1,532,455	6,673,031	6,970,977	1,515,913
有価証券								
満期保有目的のもの	534,000	—	—	—	—	—	—	—
預け金	467,175	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	1,952,196	1,730,970	1,822,228	1,736,489	1,804,268	8,238,330	1,959,780	193,500
借入金	20,000	—	—	—	30,000	45,500	—	—

【有価証券に関する注記】

○平成24年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成25年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	44,994	44,995	0	0	—
譲渡性預金	554,000	554,000	—	—	—
合計	598,994	598,995	0	0	—

(注)1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

○平成25年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成26年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	19,998	19,998	△0	—	△0
譲渡性預金	514,000	514,000	—	—	—
合計	533,998	533,998	△0	—	△0

(注)1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1)ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3)ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 同左</p> <p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 a.ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 b.ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c.ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p>

財務諸表

平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
<p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 同左</p>

【退職給付に関する注記】

平成24年度 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 318百万円 年金資産の額 176百万円 退職給付引当金の額 141百万円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用の額 5百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 4百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 0百万円</p> <p>4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の算定は簡便法によるしております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 確定給付型の制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 141百万円 退職給付費用 12百万円 退職給付の支払額 △28百万円 制度への拠出額 △9百万円 期末における退職給付引当金 <u>116百万円</u></p> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務 305百万円 年金資産 △218百万円 87百万円 非積立型制度の退職給付債務 29百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>116百万円</u> 退職給付引当金 <u>116百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>116百万円</u></p> <p>(3) 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 12百万円</p>

【勘定別情報（貸借対照表関係）】（平成26年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
（資産の部）				
貸付金	9,178,637	13,904,339		23,082,976
有価証券	533,998			533,998
現金預け金	467,175			467,175
金融商品等差入担保金	370			370
その他資産	3,524	9,512		13,036
有形固定資産	2,836			2,836
無形固定資産	938			938
一般勘定貸		923,486	△923,486	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	192,831		△192,831	
資産の部合計	10,380,311	14,837,337	△1,116,317	24,101,331
（負債の部）				
債券	6,983,259	12,440,483		19,423,743
借入金	95,500			95,500
金融商品等受入担保金	43,530			43,530
その他負債	2,667	11,729		14,397
賞与引当金	50			50
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	116			116
役員退職慰労引当金	22			22
地方公共団体健全化基金	922,561			922,561
基本地方公共団体健全化基金	918,775			918,775
組入地方公共団体健全化基金	3,785			3,785
管理勘定借	923,486		△923,486	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		192,831	△192,831	
特別法上の準備金等	1,320,000	2,138,627		3,458,627
金利変動準備金	1,320,000			1,320,000
公庫債権金利変動準備金		2,072,945		2,072,945
利差補てん積立金		65,681		65,681
負債の部合計	10,291,202	14,783,671	△1,116,317	23,958,556
（純資産の部）				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	76,732			76,732
一般勘定積立金	76,732			76,732
評価・換算差額等	△4,225			△4,225
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	89,109	53,666		142,775
負債及び純資産の部合計	10,380,311	14,837,337	△1,116,317	24,101,331

（注）1.一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2.一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

財務諸表

3.一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4.地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

【勘定別情報（損益計算書関係）】（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	117,626	360,076	△19,313	458,388
資金運用収益	107,355	347,803		455,158
役務取引等収益	117			117
その他業務収益	0			0
その他経常収益	3,112			3,112
地方公共団体健全化基金受入額	3,084			3,084
その他の経常収益	28			28
管理勘定事務受託費	1,035		△1,035	
地方公共団体健全化基金受取利息	6,004		△6,004	
一般勘定貸受取利息		314	△314	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		11,958	△11,958	
経常費用	91,115	198,535	△19,313	270,337
資金調達費用	73,289	187,658		260,947
役務取引等費用	78	202		281
その他業務費用	3,058	3,451		6,509
営業経費	2,415	182		2,598
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	314		△314	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	11,958		△11,958	
一般勘定事務委託費		1,035	△1,035	
地方公共団体健全化基金支払利息		6,004	△6,004	
経常利益	26,510	161,540		188,051
特別利益	220,000	880,203	△220,000	880,203
管理勘定繰入金	220,000		△220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		870,000		870,000
利差補てん積立金取崩額		10,203		10,203
特別損失	220,000	1,041,744	△220,000	1,041,744
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		171,744		171,744
一般勘定繰出金		220,000	△220,000	
国庫納付金		650,000		650,000
当期純利益	26,510			26,510

附属明細書

1【有形固定資産等明細書】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,104	20	29	1,094	244	54	850
土地	1,994	—	335	1,659	—	—	1,659
その他の有形固定資産	114	282	19	377	52	18	325
有形固定資産計	3,213	302	384	3,132	296	73	2,836
無形固定資産							
ソフトウェア	1,351	11	725	637	444	218	193
その他の無形固定資産	482	262	—	744	—	—	744
無形固定資産計	1,834	273	725	1,382	444	218	938

2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第1回～第58回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日～ 平成26年3月17日	2,332,567	3,013,475	0.541 ～1.5	10年
政府保証債(国内債) 8年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日～ 平成26年2月27日	—	200,000	0.460 ～0.576	8年
政府保証債(国内債) 6年第1回～第12回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日～ 平成26年3月10日	519,971	809,978	0.186 ～0.4	6年
政府保証債(国内債) 4年第1回～第6回地方公共団体金融機構債券	平成24年5月28日～ 平成25年8月29日	220,000	330,000	0.093 ～0.249	4年
政府保証債(外債) 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 2年第1回地方公共団体金融機構債券	平成26年2月19日	—	50,000	0.135	2年
非政府保証公募債 3年第1回地方公共団体金融機構債券	平成25年8月19日	—	20,000	0.170	3年
非政府保証公募債 5年第1回～第14回地方公共団体金融機構債券	平成22年5月25日～ 平成25年10月21日	230,000	275,000	0.230 ～0.639	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	20,000	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回～第58回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日～ 平成26年3月24日	1,490,000	1,905,000	0.576 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日～ 平成26年1月22日	15,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第35回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日～ 平成26年3月24日	670,000	795,000	1.396 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F52、54～210回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日～ 平成26年2月4日	1,003,000	1,304,514 (23,000)	0.185 ～2.334	3年 ～30年
非政府保証公募債 F53、F211回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成23年2月1日～ 平成26年2月26日	15,000	25,000	変動	9年 ～30年
非政府保証債(外債) 第2、3、7、14～16、19、28、31、33～35、 40～42回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月12日～ 平成26年3月6日	196,197	468,212 [4,832百万米ドル] [210百万豪ドル]	1.375 ～4.2	5年 ～7年

財務諸表

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証債(外債) 第1、4～6、8～13、17、18、20～27、29、 30、32、36～39回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月17日～ 平成25年7月22日	95,064	145,599 [1,548百万米ドル] [40百万NZドル] [120百万豪ドル] (20,526)	変動	1.5年 ～7年
縁故債 A号第1回～第50回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日～ 平成26年3月24日	1,280,000	1,580,000	0.64 ～1.53	10年
地方公共団体金融機構債券小計	—	8,169,971	11,074,950 (43,526)	—	—
政府保証債(国内債) 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日～ 平成21年5月25日	560,911	561,186	1.3～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,998	—	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日～ 平成21年5月28日	139,972	139,977	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日～ 平成21年4月30日	84,952	84,955	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日～ 平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	—	935,835	906,119	—	—
政府保証債(国内債) 第826回～第886回公営企業債券	平成15年4月23日～ 平成20年6月19日	4,912,647	3,518,536 (1,136,460)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日～ 平成19年7月18日	184,704	184,726	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日～ 平成20年6月25日	724,131	594,406 [150百万英ポンド] [2,200百万米ドル] [900百万ユーロ] (122,040)	1.9 ～5.75	10年 ～20年
非政府保証公募債 第7回～第30回公営企業債券	平成15年9月19日～ 平成20年6月16日	929,908	809,940 (220,000)	1.31 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日～ 平成20年6月16日	569,686	569,710	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日～ 平成18年9月20日	189,867	189,873	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日～ 平成17年7月19日	40,000	40,000 (20,000)	0.45 ～0.47	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日～ 平成16年6月9日	39,150	36,980 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	変動	10年
縁故債 特別第1号第5回～特別第1号第31回公営企業債券	平成15年5月28日～ 平成20年7月31日	1,940,500	1,458,500 (408,000)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	—	9,570,594	7,442,673 (1,908,670)	—	—
合 計	—	18,676,401	19,423,743 (1,952,196)	—	—

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,423,743百万円の一般担保に供しております。
2. 「政府保証債(外債)第1回グローバルドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第2、3、7、14～16、19、28、31、33～35、40～42回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第1、4～6、8～13、17、18、20～27、29、30、32、36～39回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の「】は外貨建による金額であります。
3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	1,952,196	1,730,970	1,822,228	1,736,489	1,804,268

3【借入金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	—	20,000	0.150	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	30,000	75,500	0.709	平成31年3月26日 ～平成36年3月13日
合計	30,000	95,500	—	—

(注)1.平均利率は、支払利息額の合計を元本に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2.貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	20,000	—	—	—	30,000

4【引当金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	47	50	47	—	50
役員賞与引当金	5	7	5	—	7
退職給付引当金	141	12	28	9	116
役員退職慰労引当金	27	6	3	7	22

5【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
		うち 繰入額等	うち 繰出額	うち 繰入額	うち 繰出額	
金利変動準備金	1,100,000	220,000	220,000	—	—	1,320,000
公庫債権金利変動準備金	2,771,200	171,744	171,744	870,000	220,000	2,072,945
合計	3,871,200	391,744	391,744	870,000	220,000	3,392,945

(注)「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」の870,000百万円のうち、650,000百万円は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金650,000百万円が国に帰属したことによる取り崩しであります。

6【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	繰入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	915,698	3,105	—	—	28	918,775
組入地方公共団体健全化基金	6,869	—	—	3,084	—	3,785
合計	922,568	3,105	—	3,084	28	922,561

(注)1.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。

2.「組入地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額であります。

内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	平成26年5月20日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 渡邊 雄司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長渡邊雄司は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（平成26年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

以上

健全化判断比率等に基づく平成25年度末貸付残高の分類

金融検査マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付は、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分を「非区分」、債権分類を「非分類」として取り扱うものとされています。

平成25年度の機構貸付残高23兆829億円のうち、23兆12億円、99.64%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年に制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、当該法律による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法の判断比率に基づく分類	団体数	平成24年度末貸付残高	割合	団体数	平成25年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	3,006	0.01%	1	3,368	0.01%	0	362	0.00%
財政健全化団体	2	28,960	0.13%	2	29,002	0.13%	0	42	0.00%
健全団体	1,777	21,899,420	97.04%	1,778	22,339,167	97.12%	1	439,747	0.08%
小計(A) (都道府県及び市区町村合計)	1,780	21,931,386	97.18%	1,781	22,371,537	97.26%	1	440,151	0.08%
一部事務組合等(B)	285	636,426	2.82%	334	629,688	2.74%	49	-6,738	-0.08%
計(A+B)	2,065	22,567,812	100.00%	2,115	23,001,226	100.00%	50	433,413	

- (注) 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債及び公営企業債の貸付残高の合計である。
 2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(25)81,751百万円を加えると、H25末残高23,082,976百万円となる。
 3. この表における「財政健全化法」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)のことをいう。次表において同じ。
 4. 「平成25年度末貸付残高」は、総務省が平成25年度に発表した「平成24年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により貸付残高を分類。
 5. 内訳については百万円未満を四捨五入している都合上、内訳の合計金額が総合計金額と合致しない場合がある。
 6. 「財政再生団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか一つ以上が財政再生基準以上の団体である。
 7. 「財政健全化団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか一つ以上が早期健全化基準以上の団体である。
 8. 「健全団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれも早期健全化基準未満の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

(単位：百万円)

財政健全化法の判断比率に基づく分類	事業主体数	平成24年度末貸付残高	割合	事業主体数	平成25年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	15	147,356	0.98%	8	136,108	0.93%	-7	-11,248	-0.05%
健全企業	4,956	14,877,205	99.02%	4,945	14,519,366	99.07%	-11	-357,839	0.05%
計	4,971	15,024,561	100.00%	4,953	14,655,474	100.00%	-18	-369,087	

- (注) 1. 「平成25年度末貸付残高」は総務省が平成25年度に発表した「平成24年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により貸付残高を分類。
 2. 事業主体数とは、各事業を所管する地方公共団体及び一部事務組合・企業団の合計数である。
 3. 内訳については百万円未満を四捨五入している都合上、内訳の合計金額が総合計金額と合致しない場合がある。
 4. 経営健全化企業とは、経営健全化基準(資金不足比率20%)以上の公営企業会計を有する事業主体である。
 5. 健全企業とは、経営健全化基準(資金不足比率20%)未満の公営企業会計を有する事業主体である。

地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(平成25年度末残高)

(単位：百万円)

	自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
機構には該当なし	破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 0 (要管理先に相当*)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 0 危険債権 0 要管理債権 0	破綻先債権 0 延滞債権 0 3ヶ月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
機構貸付債権	地方道路公社の内訳 要注意先(3公社) (要管理先以外に相当*) 8,843 (0.04%) 正常先(22公社) 72,952 (0.32%)	地方道路公社(25公社) 81,795 (0.35%) 地方公共団体 (非区分**2)	全債権 正常債権
総計 23,095,841	23,014,046 (99.65%)	23,095,841	

(注) 1. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、平成24年度決算の数値を用いて区分している。

2. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。

3. 内訳については百万円未満を四捨五入している都合上、内訳の合計金額が総合計金額と合致しない場合がある。

【参考】

※1 金融検査マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。

※2 金融検査マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされている。